

県産材利用促進PR事業実施要領

制定（平成28年3月30日付け、林第921号）
改正（平成30年3月28日付け、林第881号）
改正（平成31年3月22日付け、林第889号）
改正（令和3年3月24日付け、林第821号）
改正（令和4年3月31日付け、林第802号）
改正（令和6年3月29日付け、林第778号）

（趣旨）

- 第1 木材は森林から生み出される再生可能な資源であり、住宅や木製用具などに利用することは、二酸化炭素の長期固定による地球温暖化防止や循環型社会の構築に貢献する。
- また、県産材の利用を拡大することは、林業・木材産業の活性化を通じて県内の森林の適正な整備を促進するとともに、快適で健康的な住環境等の形成にもつながる。
- しかし、近年、住宅着工戸数の低迷等に伴い、製材品出荷量は減少傾向にあることから、広くエンドユーザーや県民に県産材にふれあう機会を創出するための展示会や木工教室の開催、広報媒体を利用したPRなどを支援する。
- なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

（定義）

- 第2 この要領において、県産材とは、県内の森林から生産された原木を「岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）」に基づく登録を受けている製材業者によって製材された木材又はこの原木を県内で加工した木製品のことをいう。

（事業実施主体）

- 第3 事業実施主体は、次のとおりとする。
- 県産材の生産及び利用に取り組む団体

（補助対象経費及び補助率）

- 第4 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（事業計画書）

- 第5 事業実施主体は、事業計画書（様式第1号）を作成し、事業計画承認申請書（様式第2号）により別に定める日までに農林水産部長に提出するものとする。
- なお、事業計画については、本事業で前年度に実施した内容と同様とならないよう留意する。
- 2 農林水産部長は、事業計画書の内容について審査し、適当と認めるときは、事業計画を承認するとともに補助金の交付の内示を行うものとする。
- なお、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を県と締結している事業実施主体については、優先的に支援する。

3 承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(補助金の交付手続)

第6 補助金の交付手続は、規則、交付要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付の内示があった場合は、交付要綱第3条の規定に基づく補助金等交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に事業（補助対象事業）に着手するものとし、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手してはならない。
- (4) 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- (5) 知事は、事業実績報告書の提出があったときは、現地並びに証拠書類等を審査するものとし、適当と認められた場合には補助金の額を確定して事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の検査等)

第7 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、事業実施主体に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(補助事業の実施状況報告)

第8 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとする。

(県の事業推進体制)

第9 知事は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

(帳簿及び証拠書類の保管)

第10 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。なお、補助金については補助事業者の有する他の経理と区分しなければならない。

(県の事業推進体制)

第11 知事は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年度から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度から適用する。

別表（第4関係）

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	助成内容
県産材利用促進PR事業	県産材の生産及び利用に取り組む団体	エンドユーザー等を対象とした展示会、木工教室、広報媒体を利用したPRに係る経費 賃 金：アルバイト・職員の賃金。賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む 旅 費：展示会等開催に係る職員旅費。PRする者の旅費 需用費：消耗品費、資材購入費、印刷製本費 役務費：通信運搬費 委託料：広告代理店等への展示会開催に係る委託料 使用料：会場借上費	補助対象経費の1/2以内 (上限：250千円以内)	県産材をPRする目的で、エンドユーザー等を対象とした展示会・木工教室の開催、広報媒体を利用したPR等に要する経費

県産材利用促進PR事業計画書

年 月 日

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 名称及び代表者名

2 所在地及び電話番号等

3 設立年月日

4 組織の構成

(定款又は規約等及び会員名簿その他により組織構成がわかること。)

5 過去2年間の活動内容

(年間事業実績一覧表その他により既往の活動状況がわかること。)

第2 事業計画

--

第3 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分				備考
		国	県	市町村	その他	
県産材利用促進PR事業						
計						

第4 事業費の積算基礎

(単位：円)

事業区分	区分	数量	単価	金額	積算基礎
県産材利用促進PR事業					
計					

注) 区分欄には、要領第4の別表に掲げる補助対象経費の区分名称を記入すること。

様式第2号

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(団体代表者名)
担当者職氏名
TEL:

県産材利用促進PR事業計画(変更)承認申請書

県産材利用促進PR事業実施要領第5の規定により、(変更)事業計画書を作成したので、承認されたく申請します。

記

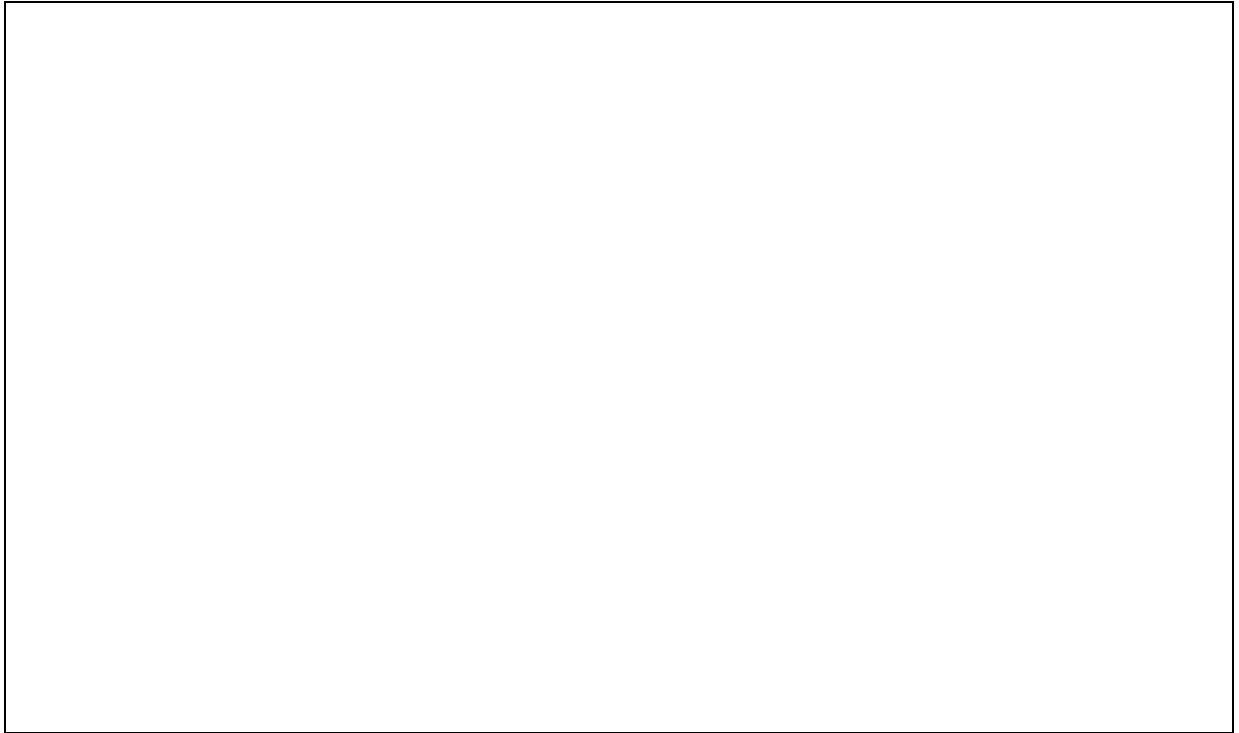
添付書類 県産材利用促進PR事業計画書

県産材利用促進PR事業実績報告書

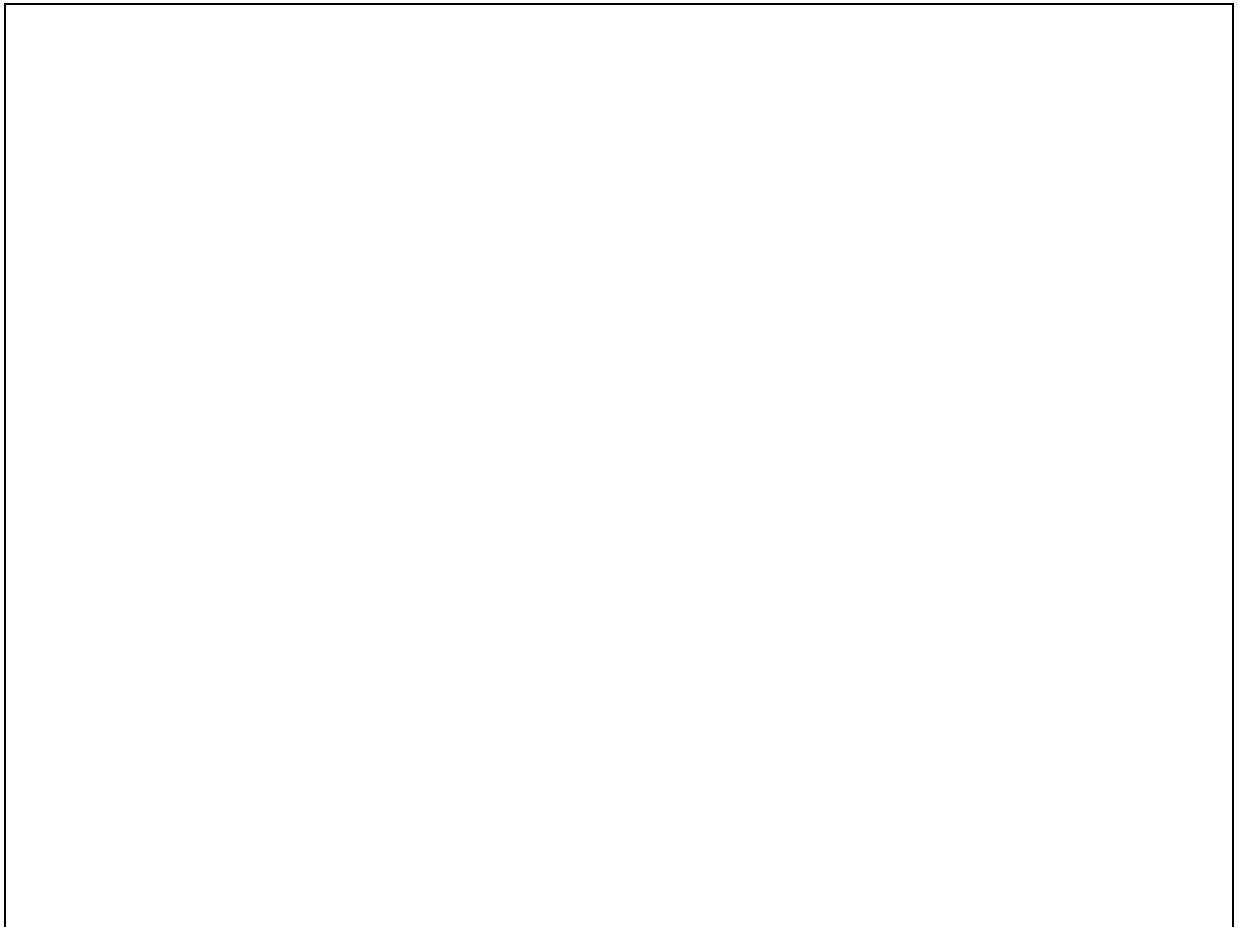
年 月 日

事業実施主体名：

第1 事業の成果



第2 事業実績



- 添付資料
- ア 事業の実施に伴い作成した資料等
 - イ 事業の実施状況写真
 - ウ 事業報告書等

第3 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分				備考
		国	県	市町村	その他	
県産材利用促進PR事業						
計						

第4 事業費の積算基礎

(単位：円)

事業区分	区分	数量	単価	金額	積算基礎
県産材利用促進PR事業					
計					

注) 区分欄には、要領第4の別表に掲げる補助対象経費の区分名称を記入すること。